

株 主 各 位

兵庫県尼崎市中浜町19番地
日亜鋼業株式会社
代表取締役社長 大西利典

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第73回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nichiasteel.co.jp>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（日亜鋼業）又は証券コード（5658）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択の上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、いずれかの方法により、2025年6月26日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市中浜町19番地
日亜鋼業株式会社 本社大ホール（後記会場ご案内図ご参照）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第73期 { 2024年4月1日から
2025年3月31日まで } 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期 { 2024年4月1日から
2025年3月31日まで } 計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給の件
 - 第5号議案 取締役報酬総額の改定の件
 - 第6号議案 補欠監査役1名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項
 - (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものと
して取り扱わせていただきます。

- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 以下の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求された株主様へご送付している書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の「会社の体制及び方針に関する事項」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

----- 以 上 -----

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎なお、株主様の公平性を勘案し、お土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

インターネットにて行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力下さい。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時20分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

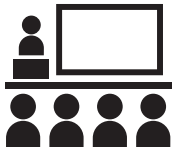
書面にて行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送下さい。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時20分到着

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2025年6月26日（木曜日）午後5時20分まで**に、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取って下さい。



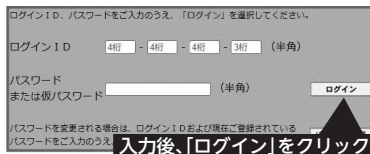
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから上記の議決権行使サイトにアクセスして下さい。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力下さい。



3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせ下さい。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

事業報告

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、地政学的リスク、欧米や中国の景気動向、為替相場等の複合的な要因が相俟って、先行きの不透明な状況が継続しました。

線材加工製品業界においては、普通線材製品でフェンス向けや電力向けを中心に需要低迷が続きました。特殊線材製品では、完成車メーカーの認証不正問題や海外販売不振等を背景に自動車向けの回復が遅れ、プロジェクト案件が減少した電力通信向けも低調に推移しました。鉚螺線材製品は、人手不足及び建設費高騰等の影響を受けた建築物件の停滞により需要が減少しました。

一方で、コスト面では、主副原料価格の上昇に加え、物流費やエネルギー費、人件費等が増加しました。

このような事業環境の中、当社グループは、これらのコスト上昇に対する販価転嫁をはじめ、輸入針金代替需要の捕捉、鋼索の拡販等による販売数量確保、さらにはコスト低減対策等を積極的に推進しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、販売数量の減少により34,126百万円と前期比370百万円(△1.1%)の減収となりました。

利益面においては、販売数量が減少したものの、諸コスト上昇に対する販売価格改善の推進等により、営業利益は1,349百万円と前期比13百万円(1.0%)の増益、経常利益は2,140百万円と前期比15百万円(0.7%)の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、耐震診断を踏まえた古い倉庫の解体・除却並びに在中国子会社の解散決議に伴う整理損失等により特別損失が増加したことから、1,065百万円と前期比193百万円(△15.3%)の減益となりました。

なお、取扱製品部門別の状況は次のとおりであります。

普通線材製品部門

当部門は、普通線材を素材とした各種めっき鉄線、また、めっき鉄線を素線とした加工製品からなり、公共土木向けのかご、落石防護網及び民間向けを含めた各種フェンス等に使用されております。

売上高は、主副原料価格及び物流・エネルギーコスト等の上昇に対する販売価格改善の一方で、販売数量が減少したことにより、9,395百万円と前期に比べ143百万円（△1.5%）の減収となりました。

営業利益は、販価改善及び在庫評価差等の増益要因が、諸コスト上昇及び販売数量減等の減益要因を上回ったことにより、312百万円と前期に比べ99百万円（46.8%）の増益となりました。

特殊線材製品部門

当部門は、特殊線材を素材とした硬鋼線、各種めっき鋼線、鋼平線、鋼より線、鋼索等からなり、自動車向け、電力通信向け及び公共土木向け等、多岐に渡って使用されております。

売上高は、主副原料価格及び物流・エネルギーコスト等の上昇に対する販売価格改善の一方で、販売数量が減少したことにより、16,884百万円と前期に比べ54百万円（△0.3%）の減収となりました。

営業利益は、販価改善等の増益要因が、諸コスト上昇、在庫評価差及び販売数量減等の減益要因を上回ったことにより、346百万円と前期に比べ43百万円（14.3%）の増益となりました。

鉚螺線材製品部門

当部門は、鉚螺線材を素材としたトルシア形高力ボルト、六角高力ボルト及びGNボルト等からなり、主として建築向けに使用されております。

売上高は、主原料価格及び物流・エネルギーコスト等の上昇に対する販売価格改善の一方で、販売数量が減少したことにより、7,161百万円と前期に比べ144百万円（△2.0%）の減収となりました。

営業利益は、諸コスト上昇及び販売数量減等の減益要因が、販価改善及び在庫評価差等の増益要因を上回ったことにより、574百万円と前期に比べ134百万円（△19.0%）の減益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は2,046百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度に完成した主要設備

当	社	本社工場 鍍線ライン設備更新
ジェイ・ワイテックス株式会社		ストランダー製造能力向上 太径用伸線機新設

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当	社	基幹システム刷新・強化 新本社屋建設
ジェイ・ワイテックス株式会社		細径用伸線機更新

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、米国トランプ政権の関税・通商政策等が世界的な景気動向や株式・為替相場の変動等に与える影響を大きく受けかねないことから、先行きの不透明さ・不確実性が従来より相当程度高まっている状況にあります。

鉄鋼業界では、内需減退下の中国鉄鋼メーカーが過剰生産した鋼材の大量輸出により、アジア地域の市況が低迷し、原料高・製品安の状況が続いていることに加え、米政権による鉄鋼貿易への関税措置も発動され、我が国を含め各国での通商措置を巡る動きが拡大しています。

そうした中で、線材加工製品業界においては、普通線材製品は、フェンス及び土木の二大需要分野で大幅な好転が望み難い状況にあります。特殊線材製品は自動車分野の需要動向が米国関税政策の影響を相当程度受けることが懸念されており、電力通信分野も低調に推移する見込みです。鈮螺線材製品においても、当面建築物件の停滞が継続する見通しにあり、回復は25年度下期以降と想定されています。

一方、コスト面では、人財確保や従業員のエンゲージメント向上に資するための人件費の増加に加え、24年問題に起因する物流費や政府の負担軽減策の終了によるエネルギー費等の一層の上昇が見込まれています。

当社グループとしては、こうした事業環境や鉄鋼市場の変化に的確に対応し、一層強靱な企業体質を構築していくために、諸コストの上昇に対する販価転嫁の完遂はもとより、市場競争力の強化、シェアの拡大、需要の開拓、品種構成の高度化、変動費・固定費の低減、子会社の経営基盤強化及び不採算事業撤退等を図り、収益の確保・拡大と持続的な成長に努めてまいります。

当社は、めっき・成形加工の高度な技術と商品開発力に支えられたナンバーワン・オンリーワン商品をはじめとする高付加価値の多彩な商品群を有しています。こうした差別化商品と東西製造拠点からの短納期デリバリーを武器に、製販技一体で需要家へのソリューション営業を展開し、既存市場での拡販と新規市場の開拓を推進してまいります。当社は、従来より養殖金網や製紙向け等の用途開拓に加え、補強土壁『ハイパープレメッシュ』の需要家との共同開発など、数々の需要開拓を推し進めてまいりました。今後とも社会のニーズを踏まえた戦略的な商品を積極的に市場に投入し、公共事業を含めた一定の需要が期待できる建設向け、リピート性の高い製造業向け、他素材の代替を含めた農林水産業向け等を中心に拡販を展開してまいります。また、事業や業容の拡大を図っていく中で、必要に応じて資本提携等も行なってまいります。

当社は、ESGやSDGsを踏まえ、「めっき技術で社会に貢献する」をキーワードに、耐食性の高い環境にやさしい商品の提供（エコプロダクト）、お客様や社会のニーズに応えるソリューションの提案（エコソリューション）、省エネやCO2排出量削減等に資する製造プロセスの構築（エコプロセス）の「三つのエコ」を通じて、持続可能な社会の実現に向けて積極的に貢献しています。加えて、社会貢献活動の一環として、森林資源の整備にも取り組んでいます。さらに、ガバナンスの面では、内部統制の充実及びコンプライアンスの徹底を図っています。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第70期	2022年度 第71期	2023年度 第72期	2024年度 第73期(当期)
売 上 高(百万円)	30,720	34,075	34,497	34,126
経 常 利 益(百万円)	2,620	2,289	2,124	2,140
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,715	1,332	1,258	1,065
1株当たり当期純利益 (円)	35.45	27.54	26.19	22.48
総 資 産(百万円)	69,225	70,633	73,605	72,339
純 資 産(百万円)	49,659	51,619	55,337	55,375

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第70期	2022年度 第71期	2023年度 第72期	2024年度 第73期(当期)
売 上 高(百万円)	17,443	19,087	19,891	19,861
経 常 利 益(百万円)	2,217	1,670	1,670	1,793
当 期 純 利 益(百万円)	1,596	1,057	1,056	1,074
1株当たり当期純利益 (円)	33.00	21.85	21.97	22.68
総 資 産(百万円)	51,641	52,048	55,652	54,599
純 資 産(百万円)	42,010	43,326	46,530	46,396

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金（百万円）	当社の出資比率（％）	主な事業内容
ジェイ・ワイテックス株式会社	450	55	金属製品製造業
滋賀ボルト株式会社	200	100	金属製品製造業
太陽メッキ株式会社	50	100	金属製品加工業
烟台基威特鋼線製品有限公司	43,851 （千円）	55	金属製品製造業

③ その他の関係会社

日本製鉄株式会社は当社の関係会社であります。当社は商社を通じ同社より原材料を購入しております。

(7) 主要な事業内容

事 業	主要製品
普通線材製品部門	鉄線、亜鉛めっき鉄線、極厚亜鉛めっき鉄線、亜鉛・アルミ合金めっき鉄線、亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっき鉄線、ニューサンカラーワイヤー、日亜フェンス、有刺鉄線、ルーピングワイヤー、普通線材製品加工品、硬鋼線材製品加工品
特殊線材製品部門	硬鋼線、ピアノ線、亜鉛めっき鋼線、亜鉛・アルミ合金めっき鋼線、亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっき鋼線、鋼より線、鋼平線、合金めっき鉄平線、巻付グリッパ、ワイヤロープ、亜鉛めっきワイヤロープ
鉚螺線材製品部門	トルシア形高力ボルト、六角高力ボルト、GNボルト

(8) 主要な営業所及び工場

- ① 当 社 本 社 兵庫県尼崎市
- ② 当 社 支 店 東京支店（東京都中央区）
- ③ 当社営業所 北海道営業所（北海道札幌市）、東北営業所（宮城県仙台市）、
名古屋営業所（愛知県名古屋市）、新潟営業所（新潟県新潟市）、
広島営業所（広島県広島市）、九州営業所（福岡県福岡市）
- ④ 当 社 工 場 本社工場（兵庫県尼崎市）、茨城工場（茨城県北茨城市）
- ⑤ 重要な子会社の本社
 - ジェイ・ワイテックス株式会社 大阪府貝塚市
 - 滋賀バルト株式会社 滋賀県甲賀市
 - 太陽メッキ株式会社 兵庫県尼崎市
 - 烟台基威特鋼線製品有限公司 中華人民共和国

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
男 性	713名	2名増
女 性	133名	9名増
合 計	846名	11名増

(注) 従業員数は、当連結会社から当連結会社外への出向者を除き、当連結会社外から当連結会社への出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	293名	11名増	43歳 7 ヶ月	19年10ヶ月
女 性	53名	6名増	38歳 2 ヶ月	10年 2 ヶ月
合 計	346名	17名増	42歳11ヶ月	18年 6 ヶ月

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。

(10) 主要な借入先

会 社 名	借 入 先	借入金残高 (百万円)
当 社	株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	600
	株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	160
	株 式 会 社 み な と 銀 行	140
ジェイ・ワイテックス株式会社	株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,200
	株 式 会 社 み な と 銀 行	740

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 117,243,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 51,755,478株 |
| (3) 株主数 | 6,581名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
日 本 製 鉄 株 式 会 社	11,674	24.82
日 亜 興 産 株 式 会 社	3,575	7.60
日 亜 鋼 業 取 引 先 持 株 会	3,157	6.71
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,092	4.45
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	2,040	4.34
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,845	3.92
日 亜 鋼 業 従 業 員 持 株 会	1,350	2.87
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,153	2.45
BBH FOR BBHSIL NOMURA FUNDS IRELAND - JAPAN SMALL CAP EQUITY FUND	1,102	2.34
株 式 会 社 み な と 銀 行	1,008	2.14

- (注) 1. 当社は自己株式（4,717,851株）を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式（4,717,851株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

男性 12名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 7.69%)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 西 利 典	
常 務 取 締 役	沖 垣 佳 宏	管理本部及び関係会社本部管掌 管理本部長
常 務 取 締 役	後藤田 英 昭	技術本部及び製造本部管掌 製造本部長 兼設備部長
取 締 役	寺 川 斉 貴	関係会社本部長
取 締 役	高 間 敏 夫	TSN Wires Co.,Ltd. 取締役副社長
取 締 役	田 中 文 武	営業本部長
取 締 役	木 戸 邦 博	技術本部長
取 締 役	有 元 教世史	新事業企画室長 システムに関する業務につき管理本部長を補佐 生産業務に関する業務につき製造本部長を補佐
取 締 役	中 谷 吉 朗	
取 締 役	石 原 美 保	公認会計士並びに税理士 株式会社淀川製鋼所 取締役 株式会社瑞光 社外取締役監査等委員
常 勤 監 査 役	道 盛 武 彦	
監 査 役	大 西 信 彦	公認会計士並びに税理士
監 査 役	園 田 裕 人	日本製鉄株式会社 常務執行役員

- (注) 1. 取締役 中谷吉朗氏及び石原美保氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 大西信彦氏及び園田裕人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 石原美保氏及び監査役 大西信彦氏は、公認会計士並びに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、社外取締役である中谷吉朗氏、石原美保氏及び社外監査役である大西信彦氏を、独立役員として届け出ております。
5. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の損害が補填されることとなります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等に係る決定方針及び決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る新たな決定方針を2022年6月29日の取締役会で決議しました。

当社の取締役の報酬は、基本報酬のみにより構成されており、基本報酬は、毎年7月より各月に支払われる金銭報酬であります。

常勤取締役については、経営責任の明確化を図るとともに、業績向上へのインセンティブに資する観点から、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、連結経常利益及び単独当期利益を指標とする報酬テーブルに基づき、前年度の当該利益水準に応じて、基準額に対し一定の上下幅の範囲で変動させることとしております。業績指標は、経営・業務執行の結果の反映並びに株主への利益還元等の観点を踏まえ採用しています。非常勤の独立社外取締役については、その役割・責務を踏まえ、業績に連動しない固定報酬としております。

常勤及び非常勤の取締役に係る報酬額は、1991年6月27日開催の第39回定時株主総会で承認を得た限度額の範囲内で決定しております。

常勤及び非常勤の取締役の報酬に係る決定方針並びに業績指標や業績に応じた報酬テーブル等の具体的な報酬体系等については、報酬決定手続きの客観性を担保する観点から、代表取締役社長及び独立社外取締役からなる「取締役人事・報酬会議」で事前に検討・議論した上で、取締役会で審議・決定しております。

取締役の個人別の報酬額については、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長大西利典が、取締役会で審議・決定された上記の方針及び内容に基づき決定しております。

代表取締役社長に委任する理由は、当社業績を踏まえ取締役の個人別の報酬額を決定するために、会社組織全体を俯瞰する立場の代表取締役が最も適しているためであります。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は当該決定が上記の方針及び内容に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬等の決定方法及び方針の概要

当社の監査役の報酬は、基本報酬のみにより構成されています。監査役の基本報酬は、毎年7月より各月に支払われる金銭報酬であり、1991年6月27日開催の第39回定時株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、監査役会において、常勤・非常勤の別、業務の分担等を勘案し、協議により決定しています。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の金銭報酬額は、1991年6月27日開催の第39回定時株主総会において、取締役の報酬総額を月額1,500万円以内、監査役の報酬総額を月額250万円以内とする旨それぞれ決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は3名であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固 定 報 酬	業績連動報酬等※	非金銭報酬等	
取 締 役	192	13	179	—	10
監 査 役	19	19	—	—	3
上記のうち社外役員	19	19	—	—	4

(注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金34百万円を含んでおります。

2. ※印の業績連動報酬に関する事項は、以下のとおりであります。

2024年7月から2025年3月までの業績連動報酬の決定に用いた指標は、2023年度の連結経常利益(2,124百万円)及び単独当期利益(1,056百万円)であります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼務先会社名	兼職の内容	関 係
社外監査役	園田 裕人	日 本 製 鉄 株 式 会 社	常務執行役員	当社は商社を通じ同社より原材料を購入しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	中谷 吉朗	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能や取締役の業務執行に対する監督機能等を果たす観点から助言を行っております。
	石原 美保	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能や取締役の業務執行に対する監督機能等を果たす観点から助言を行っております。
社外監査役	大西 信彦	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、決算のあり方並びに財務報告に関する適正性等について助言を行っております。
	園田 裕人	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回及び監査役会の全てに出席し、会社経営に関する高い見識を活かし、当社経営全般について助言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	33百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 上記①の報酬は、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別することができないため、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非会計監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、「会計監査人の解任又は不再任」に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 内部統制システムの基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の適正を確保するための体制として、2015年5月1日付施行の改正会社法を踏まえ2015年4月27日開催の取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

当社は、「日亜鋼業グループ企業理念」及び「日亜鋼業グループ社員行動指針」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、公正かつ社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、次のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、その継続的改善に努めます。

1. 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」等に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受けます。
- ② 業務を執行する取締役（業務執行取締役）は、取締役会における決定事項に基づき、各々の管掌業務に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告します。
- ③ 法令及び規程等を遵守し、適正に職務を行うことを、使用人に対して周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「職員就業規則」に基づき適切に対処します。
- ④ 「コンプライアンス委員会」の設置・運営を通じて、当社におけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、コンプライアンス体制の充実を図ります。
- ⑤ 「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制を強化します。
- ⑥ 監査室は、各部門に対して「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を「コンプライアンス委員会」に報告する体制を確立します。
- ⑦ 反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 業務執行取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書取扱規程」「文書保存処分取扱細則」に従い、保存場所を定め、管理を行います。

- ② 取締役及び監査役は、「文書取扱規程」「文書保存処分取扱細則」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」をはじめリスク管理にかかわる諸規程を制定します。
- ② 「コンプライアンス委員会」を設置し、横断的なリスクの状況の監視並びに全社的な対応を行います。各部門所管業務に付随するリスク管理は、各本部毎に統括する本部長が責任者となり執り行うこととします。
- ③ 「安全衛生委員会」において、安全教育及び毎月2回の安全パトロール等の実施により、リスクの未然防止を図ります。
- ④ 各部門が毎月実施する「自主点検」の結果を基に、監査室が内部統制の有効性を検証します。
- ⑤ 財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、リスクの評価を行い、統制活動の実施状況を定期的に確認します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」「経営会議規程」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等を基に、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
- ② 経営上の重要事項については、経営会議の審議を経て、原則月1回開催される取締役会において執行決定を行います。
- ③ 取締役会において決定した経営計画に基づき、取締役会、月次報告会、販売会議、生産・技術会議において月次単位で業績管理を行います。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、「日亜鋼業グループ企業理念」及び「日亜鋼業グループ社員行動指針」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行います。

また、当社及び子会社の取締役、使用人等が遵守すべきものとして、「コンプライアンス規程」を制定します。

子会社は、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図るとともに、当社は、子会社の内部統制の状況を確認し、必要に応じ改善のための支援を行います。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとします。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、子会社における経営計画、重要な経営方針、決算等、当社の連結経営上又は子会社の経営上の重要事項について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、重要な子会社における財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、リスクの評価を行い、統制活動の実施状況を定期的に確認します。
- ② 当社は、子会社におけるリスク管理状況について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、子会社に対し効率的な職務執行のための助言等を行います。
- ② 当社は、子会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行います。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況について、子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行います。
- ② 子会社が実施する「自主点検」の結果を基に、当社の監査室が内部統制の有効性を検証します。
- ③ 「安全衛生委員会」「コンプライアンス委員会」等を通じて、グループにおける横断的な取り組みを行い、情報の共有化を図ります。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合については、当該職務に関係する部署において、所属長は使用人を任命し、その職務の補助を行える体制を構築します。
- ② 任命を受けた使用人は、取締役から独立し監査役の指示の下で業務を行います。

7. 当社の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の経営会議、コンプライアンス委員会、月次報告会、販売会議、生産・技術会議に監査役が出席し、付議又は報告事項について情報を共有します。
 - ② 当社の取締役及び使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、監査役と情報を共有します。
 - ③ 子会社の取締役、監査役、使用人等は、子会社における職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は関係部門を通じて報告します。
 - ④ 当社は、監査役又は監査役会に上記②又は③の報告を行った者に対し、内部通報規程等に基づき、報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止します。
 - ⑤ 監査室は、監査実施状況を監査役又は監査役会に報告する体制を構築します。
8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。
9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を実施します。
 - ② 監査役は、会計監査人と円滑に連携できる体制を構築します。
 - ③ 監査役は、監査室と適時・適切に情報交換を行うとともに、連携して監査を行います。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムの上記基本方針に則り経営及び業務運営を行っています。

当社は、取締役会規程に基づき原則月1回取締役会を開催し、経営方針及び経営上の重要事項等について決定を行い又は報告を受けるとともに、社外取締役による監督機能、監査役による監査機能の充実を図る体制を採ることにより、経営の公正性、透明性、効率性を確保しています。

また、任意の仕組みとして、経営会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議のほか、経営上の重要事項等について審議・報告を行うとともに、業務執行状況の報告及び議論の場として、月次報告会、販売会議、生産・技術会議を設け、月次単位での業績管理を行っています。さらに、コンプライアンス委員会を設置し、横断的なリスクの状況の監視及び全社的対応を行うとともに、内部通報に関わる適切な体制も整備しています。これらの会議体にはすべて常勤監査役が出席しています。加えて、当社では、社長及び取締役管理本部長が、社外取締役、監査役と定期的に会合を開催し、経営全般に関わる情報交換及び認識の共有を図っています。

監査役と内部監査部門（監査室）、会計監査人との関係についても、監査役は監査室や会計監査人との間で定期的に会合を開催し情報・意見交換を行い緊密に連携する体制をとっています。監査室は、各部門の自主点検やチェックリスト等による確認結果を基に内部統制の有効性を検証するとともに、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、決算財務報告プロセス及び各部門の業務プロセス、諸規程の整備状況等を検証し、統制活動の実施状況の確認とリスク管理の評価を行い、取締役会、コンプライアンス委員会、監査役、会計監査人に報告しています。

子会社については、当社の取締役又は幹部従業員が各子会社の取締役又は監査役に就任するとともに、定期的に開催される各子会社との会議において、当社の社長、取締役、常勤監査役が出席し、当社の連結経営上又は各子会社の経営上の重要事項等について当社への報告を求めるとともに、必要な助言等を行っています。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	[35,828,607]	流 動 負 債	[11,729,167]
現 金 及 び 預 金	11,130,212	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,932,193
売 掛 金	6,138,028	電 子 記 録 債 務	4,286,871
受 取 手 形	408,455	短 期 借 入 金	1,150,000
電 子 記 録 債 権	5,236,614	1年内返済予定の長期借入金	1,380,000
有 価 証 券	1,286,185	未 払 金	815,284
製 品	6,685,100	未 払 法 人 税 等	406,552
仕 掛 品	1,430,806	賞 与 引 当 金	351,198
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,255,785	解 体 撤 去 引 当 金	31,874
そ の 他	262,878	関係会社整理損失引当金	244,713
貸 倒 引 当 金	△5,459	設 備 関 係 支 払 手 形	15,204
		営 業 外 電 子 記 録 債 務	694,607
		そ の 他	420,667
固 定 資 産	[36,510,533]	固 定 負 債	[5,234,341]
有 形 固 定 資 産	(16,539,388)	長 期 借 入 金	730,000
建 物 及 び 構 築 物	3,423,077	繰 延 税 金 負 債	2,207,315
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,588,474	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	214,671
土 地	9,179,983	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,020,737
建 設 仮 勘 定	158,303	そ の 他	61,617
そ の 他	189,550	負 債 合 計	16,963,509
無 形 固 定 資 産	(423,361)	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	67,144	株 主 資 本	[46,271,643]
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	353,279	資 本 金	10,720,068
そ の 他	2,938	資 本 剰 余 金	10,888,051
投 資 そ の 他 の 資 産	(19,547,783)	利 益 剰 余 金	26,112,800
投 資 有 価 証 券	17,628,222	自 己 株 式	△1,449,276
長 期 貸 付 金	7,475	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	[5,535,374]
退 職 給 付 に 係 る 資 産	501,612	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,982,683
繰 延 税 金 資 産	1,999	為 替 換 算 調 整 勘 定	259,489
そ の 他	1,437,298	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	293,201
貸 倒 引 当 金	△28,825	非 支 配 株 主 持 分	[3,568,614]
資 産 合 計	72,339,141	純 資 産 合 計	55,375,632
		負 債 純 資 産 合 計	72,339,141

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

〔自 2024年 4 月 1 日〕
〔至 2025年 3 月31日〕

(単位：千円)

科 目	金	額
高 上 売 上 原 価		34,126,910
高 上 売 上 総 利 益		28,030,637
販売費及び一般管理費		6,096,272
営業利益		4,746,822
営業外収益		1,349,450
受取利息	148,046	
受取配当金	362,371	
有価証券売却益	212,351	
有価証券償還益	51,000	
太陽光売電収入	54,937	
為替差益	5,025	
雑収入	74,078	907,810
営業外費用		
支払利息	12,197	
持分法による投資損失	81,008	
太陽光売電原価	20,310	
雑支出	3,473	116,990
経常利益		2,140,270
特別利益		
固定資産売却益	1,251	1,251
特別損失		
固定資産除却損	266,177	
固定資産売却損	713	
解体撤去引当金繰入額	31,874	
関係会社整理損	410,529	709,295
税金等調整前当期純利益		1,432,227
法人税、住民税及び事業税		677,319
法人税等調整額		△331,326
当期純利益		1,086,233
非支配株主に帰属する当期純利益		20,783
親会社株主に帰属する当期純利益		1,065,449

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔自 2024年 4 月 1 日〕
〔至 2025年 3 月31日〕

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,720,068	10,888,051	25,523,331	△1,232,269	45,899,181
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△475,981	-	△475,981
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	1,065,449	-	1,065,449
自己株式の取得	-	-	-	△217,007	△217,007
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	589,468	△217,007	372,461
当期末残高	10,720,068	10,888,051	26,112,800	△1,449,276	46,271,643

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,492,889	259,099	140,205	5,892,194	3,546,452	55,337,828
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△475,981
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	1,065,449
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△217,007
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△510,205	389	152,996	△356,819	22,162	△334,657
当期変動額合計	△510,205	389	152,996	△356,819	22,162	37,803
当期末残高	4,982,683	259,489	293,201	5,535,374	3,568,614	55,375,632

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

ジェイ・ワイテックス株式会社、滋賀ボルト株式会社、太陽メッキ株式会社、烟台基威特鋼線製品有限公司

(2) 非連結子会社の数 3社

日亜企業株式会社、株式会社エムアールケー、烟台基威特金属製品有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

TSN Wires Co., Ltd.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 3社

日亜企業株式会社、株式会社エムアールケー、烟台基威特金属製品有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、烟台基威特鋼線製品有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品、原材料、仕掛品
移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品
最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
 - ③ 解体撤去引当金
将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。
 - ④ 関係会社整理損失引当金
関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社（グループ）は、商品又は製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

収益を認識する時点は以下のとおりであります。

（国内売上）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の出荷時点で収益を認識しております。

（輸出売上）

商品又は製品の引渡時点で顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

また、一部の連結子会社は、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）によっております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生年度において一括処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、当期純利益は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 40,835,333千円
2. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入等に対して、債務保証を行っております。

TSN Wires Co., Ltd. 879,037千円

(199,781千THB)

3. 契約負債については、流動負債「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「6. 収益認識に関する注記 (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報1. 契約負債の期首残高及び期末残高」に記載しております。

3. 連結損益計算書に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「6. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 解体撤去引当金繰入

当社の本社工場（尼崎市）における倉庫の解体工事に係る費用である。

3. 関係会社整理損

連結子会社である烟台基威特鋼線製品有限公司の解散の決定に伴い発生する損失額を特別損失に計上しております。なお、関係会社整理損には関係会社整理損失引当金繰入額237,372千円を含んでおります。また、以下の資産グループについて減損損失を関係会社整理損として計上しており、その内容は次のとおりです。

用途	場所	種類	減損損失
特殊線材事業用資産	烟台基威特鋼線製品有限公司 (中国)	建物及び構築物	1,216千円
		機械装置及び運搬具	168,118千円
		その他(有形固定資産)	3,111千円
		ソフトウェア	710千円
計			173,156千円

(資産のグルーピングの方法)

当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っております。

(減損損失の認識に至った経緯)

子会社の解散に伴い、当初想定していた収益が見込めなくなった固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額については、使用価値により測定しており、将来の使用が見込まれないため、回収可能価額を零として評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 51,755,478株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	286,429千円	6円	2024年 3月31日	2024年 6月28日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	189,551千円	4円	2024年 9月30日	2024年 12月3日
計		475,981千円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 開催予定の定時株主総会	普通株式	利益剰余金	282,225千円	6円	2025年 3月31日	2025年 6月30日

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については有価証券運用規程の範囲で運用し、リスクを避けるために投機的な運用は回避しており、分散投資により安全性を保持しております。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金、電子記録債権に係る取引先の信用リスクは、基本的には契約時に総合商社を起用しリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券については適時に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません。また、現金及び預金、売掛金、受取手形、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、設備関係支払手形、営業外電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額（*）
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	18,728,722	18,728,722	-
(2) 長期借入金	(2,110,000)	(2,089,582)	(△20,417)

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）

市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額185,685千円）は「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順

位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	10,638,768	-	-	10,638,768
債券	-	7,907,190	-	7,907,190
投資信託	81,548	101,215	-	182,763

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	-	-	2,089,582	2,089,582

有価証券及び投資有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に債券がこれに含まれます。

長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 3 の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

用途・分野	報告セグメント					その他（注）	合計
	普通線材製品	特殊線材製品	鋳鋼線材製品	不動産賃貸	計		
自動車	221,511	6,412,287	-	-	6,633,799	-	6,633,799
自動車以外の製造業	757,476	873,644	-	-	1,631,121	-	1,631,121
電力通信	435,637	4,213,122	-	-	4,648,760	-	4,648,760
建築	19,767	-	6,807,897	-	6,827,665	-	6,827,665
土木	2,927,252	405,157	220,707	-	3,553,117	-	3,553,117
フェンス	4,036,682	-	-	-	4,036,682	-	4,036,682
鋼索	-	4,286,368	-	-	4,286,368	-	4,286,368
農業・水産業	823,323	259,122	-	-	1,082,446	-	1,082,446
その他	155,357	391,160	132,730	-	679,247	583,859	1,263,107
顧客との契約から生じる収益	9,377,009	16,840,863	7,161,335	-	33,379,208	583,859	33,963,068
その他の収益	-	-	-	163,841	163,841	-	163,841
外部顧客への売上高	9,377,009	16,840,863	7,161,335	163,841	33,543,050	583,859	34,126,910

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、めっき受託加工等を含んでいる。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

1. 契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：千円)

	当連結会計年度（期首） (2024年4月1日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
前受金	34,712	15,854

(注) 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は34,712千円であります。

2. 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した収益の認識が見込まれる期間は一年以内であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,101円40銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 22円48銭 |

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	[24,226,555]	流 動 負 債	[4,770,010]
現 金 及 び 預 金	9,290,661	支 払 手 形	11,990
受 取 手 形	355,674	電 子 記 録 債 務	1,586,005
電 子 記 録 債 権	3,372,237	買 掛 金	1,035,824
売 掛 金	3,432,007	1年内返済予定の長期借入金	580,000
有 価 証 券	1,286,185	未 払 金	475,858
製 品	4,065,312	未 払 費 用	135,860
仕 掛 品	364,811	未 払 法 人 税 等	309,443
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,591,285	前 受 金	11,650
前 払 費 用	29,134	預 り 金	34,334
短 期 貸 付 金	123,200	賞 与 引 当 金	191,155
未 収 入 金	9,679	営業外電子記録債務	366,014
立 替 金	298,922	解 体 撤 去 引 当 金	31,874
未 収 消 費 税 等	47,754		
そ の 他	22,560		
貸 倒 引 当 金	△62,872		
固 定 資 産	[30,373,408]	固 定 負 債	[3,433,333]
有 形 固 定 資 産	(7,717,786)	長 期 借 入 金	380,000
建 物	2,194,410	繰 延 税 金 負 債	1,731,308
構 築 物	175,346	退 職 給 付 引 当 金	1,075,695
機 械 装 置	1,497,533	役員退職慰労引当金	180,336
車 両 運 搬 具	10,420	そ の 他	65,993
工 具 器 具 備 品	134,093	負 債 合 計	8,203,343
土 地	3,624,386	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	81,595	株 主 資 本	[41,468,893]
無 形 固 定 資 産	(408,363)	資 本 金	(10,720,068)
ソ フ ト ウ エ ア	55,084	資 本 剰 余 金	(10,888,051)
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	353,279	資 本 準 備 金	10,888,032
投 資 そ の 他 の 資 産	(22,247,259)	そ の 他 資 本 剰 余 金	18
投 資 有 価 証 券	15,653,388	利 益 剰 余 金	(21,310,050)
関 係 会 社 株 式	3,085,074	利 益 準 備 金	655,131
長 期 貸 付 金	1,847,640	そ の 他 利 益 剰 余 金	<20,654,919>
長 期 前 払 費 用	6,990	別 途 積 立 金	12,159,226
退 職 積 立 保 険 料	1,239,349	繰 越 利 益 剰 余 金	8,495,692
そ の 他	443,316	自 己 株 式	(△1,449,276)
貸 倒 引 当 金	△28,500	評 価 ・ 換 算 差 額 等	[4,927,727]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,927,727
資 産 合 計	54,599,964	純 資 産 合 計	46,396,620
		負 債 純 資 産 合 計	54,599,964

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

損 益 計 算 書

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		19,861,505
売 上 原 価		16,124,403
売 上 総 利 益		3,737,102
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,760,556
営 業 利 益		976,545
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	569,741	
有 価 証 券 償 還 益	51,000	
有 価 証 券 売 却 益	212,351	
雑 収 入	48,667	881,760
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,592	
貸 倒 引 当 金 繰 入	57,964	
雑 支 出	3,346	64,903
経 常 利 益		1,793,403
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	741	741
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	8,642	
固 定 資 産 除 却 損	251,416	
解 体 撤 去 引 当 金 繰 入	31,874	291,933
税 引 前 当 期 純 利 益		1,502,211
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		507,619
法 人 税 等 調 整 額		△80,234
当 期 純 利 益		1,074,826

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	10,720,068	10,888,032	18	10,888,051
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	10,720,068	10,888,032	18	10,888,051

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	655,131	12,159,226	7,896,846	20,711,204	△1,232,269	41,087,054
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	△475,981	△475,981	-	△475,981
当期純利益	-	-	1,074,826	1,074,826	-	1,074,826
自己株式の取得	-	-	-	-	△217,007	△217,007
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	598,845	598,845	△217,007	381,838
当期末残高	655,131	12,159,226	8,495,692	21,310,050	△1,449,276	41,468,893

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,443,812	5,443,812	46,530,867
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△475,981
当期純利益	-	-	1,074,826
自己株式の取得	-	-	△217,007
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△516,084	△516,084	△516,084
当期変動額合計	△516,084	△516,084	△134,246
当期末残高	4,927,727	4,927,727	46,396,620

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
 - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 製品、原材料、仕掛品
移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ② 貯蔵品
最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 解体撤去引当金

将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生年度において一括処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、商品又は製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。収益を認識する時点は以下のとおりであります。

(国内売上)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の出荷時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「雑支出」に含めていた「貸倒引当金繰入」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 18,812,619千円 |
| 2. 保証債務 | |
| 下記の会社の金融機関からの借入等に対して、債務保証を行っております。 | |
| ジェイ・ワイテックス株式会社 | 500,000千円 |
| TSN Wires Co., Ltd. | 879,037千円 |
| | (199,781千THB) |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 463,780千円 |
| 長期金銭債権 | 1,841,400千円 |
| 短期金銭債務 | 396,956千円 |

4. 損益計算書に関する注記

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売 上 高 | 127,923千円 |
| 仕 入 高 | 3,656,055千円 |
| その他の営業取引高 | 43,513千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| そ の 他 | 164,590千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------|------------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 4,717,851株 |

6. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
- 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	58,455千円
未払事業税	33,770千円
製品（横持費用）	3,115千円
退職給付引当金	323,851千円
役員退職慰労引当金	56,087千円
貸倒引当金繰入限度超過額	28,688千円
投資有価証券	40,128千円
棚卸資産評価損	30,826千円
減損損失	52,290千円
関係会社株式評価損	259,032千円
固定資産除却損	63,392千円
解体撤去引当金	9,747千円
その他	19,984千円
繰延税金資産小計	979,370千円
評価性引当額	△349,692千円
繰延税金資産合計	629,678千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△2,255,439千円
前払年金費用	△105,546千円
繰延税金負債合計	△2,360,986千円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,731,308千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ジェイ・ワイテックス株式会社	大阪府貝塚市	450,000	金属製品製造業	所有 直接 55%	兼任 1人	債務保証及び資金の貸付	債務保証(注) 1	500,000	—	—
								資金の貸付(注) 2	1,200,000	長期貸付金	1,800,000
								資金の回収(注) 2	1,380,000		
子会社	滋賀バルト株式会社	滋賀県甲賀市	200,000	金属製品製造業	所有 直接 100%	—	当社製品の生産	鋸螺製品の購入(注) 3	3,385,577	買掛金	305,567
関連会社	TSN Wires Co., Ltd.	タイ国バンコク	700,000千THB	金属製品製造業	所有 直接 40%	兼任 2人	債務保証	債務保証(注) 1	879,037(199,781千THB)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 1. 金融機関からの借入等に対して、債務保証を行っております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 滋賀バルト株式会社から提示された総原価を検討の上、決定しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	日鉄物産株式会社(日本製鉄株式会社の子会社)	被所有 直接0.22%	製品販売	製品販売(注) 1	2,620,739	売掛金	957,496
						受取手形	179
			原材料の購入	原材料の購入(注) 1	3,659,911	買掛金	185,930
	日鉄物産ワイヤ&ウェルディング株式会社(日鉄物産株式会社の子会社)	なし	製品販売	製品販売(注) 1	2,089,220	売掛金	96,448
						電子記録債権	503,911

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 1. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 986円37銭
- 1株当たり当期純利益 22円68銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

日亜鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中畑 孝英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日亜鋼業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日亜鋼業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

日亜鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中畑 孝英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日亜鋼業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

日亜鋼業株式会社 監査役会

常勤監査役	道	盛	武	彦	印
社外監査役	大	西	信	彦	印
社外監査役	園	田	裕	人	印

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、株主還元の一層の充実、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行等を図る観点から、自己株式取得を含めた総還元性向で50%以上の水準を担保することとしております。

第73期の配当につきましては、当期業績に加え、上記の方針並びに自己株式の取得等を総合的に勘案し、1株につき、既実施の中間配当4円に加え、期末配当を6円（年間配当10円）といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	6円
総 額	282,225,762円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の重任をお願いするとともに、新任取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	おお にし とし のり 大 西 利 典 (1963年2月25日生)	1986年4月 新日本製鐵(株)(現日本製鉄(株))入社 2011年4月 同社薄板事業部部長 2012年10月 新日鐵住金(株)(現日本製鉄(株)) 薄板事業部薄板企画部長 2015年4月 同社薄板事業部薄板営業部長 2017年4月 同社参与(大阪支社副支社長委嘱) 2018年4月 同社執行役員(大阪支社副支社長委嘱) 2019年4月 日本製鉄(株)執行役員(チタン事業部長委嘱) 2020年4月 同社執行役員(社長付) 2020年4月 当社顧問 2020年6月 日本製鉄(株)退社 2020年6月 当社代表取締役副社長 2021年4月 当社代表取締役社長(現在)	35,266株
2	ご と う だ ひ で あ き 後 藤 田 英 昭 (1964年7月1日生)	1989年4月 新日本製鐵(株)(現日本製鉄(株))入社 2000年11月 同社君津製鐵所製鋼部鋼片管理 グループリーダー 2002年10月 同社君津製鐵所製鋼部製鋼技術グループ リーダー兼鋼片管理グループリーダー 2003年10月 同社君津製鐵所製鋼部第一製鋼工場長 2006年2月 同社君津製鐵所製鋼部鋼片管理 グループリーダー 2010年4月 同社君津製鐵所線材工場線材管理 グループリーダー 2016年4月 新日鐵住金(株)(現日本製鉄(株))君津製鐵所 線材部長 2020年3月 日本製鉄(株)退社 2020年4月 当社顧問 2020年6月 当社取締役技術本部長兼品質保証部長 2020年10月 当社取締役技術本部長 2023年6月 当社取締役製造本部長兼設備部長 2024年6月 当社常務取締役技術本部及び製造本部管掌 製造本部長兼設備部長 2025年4月 当社常務取締役技術本部及び製造本部管掌 製造本部長(現在)	19,567株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	てら かわ なお き 寺 川 斉 貴 (1962年 5 月 7 日生)	1985年 4 月 神戸信用金庫入庫 1991年 9 月 同信用金庫退庫 1991年10月 当社入社 1998年 4 月 当社名古屋営業所長 2000年 7 月 当社経理部長 2002年12月 当社線材製品・板販売部長 2008年 1 月 当社営業本部長 2008年 6 月 当社取締役営業本部長 2012年 4 月 当社取締役 2012年 5 月 TSN Wires Co., Ltd.取締役副社長 2021年 7 月 当社取締役社長付 2021年 9 月 当社取締役関係会社本部長(現在)	91,634株
4	たか ま とし お 高 間 敏 夫 (1964年 2 月 5 日生)	1989年 4 月 当社入社 2002年 4 月 当社研究開発部長 2005年 7 月 当社経理部部長 2006年10月 当社技術企画部長 2009年 6 月 当社取締役技術本部長兼技術企画部長 兼品質保証部長 2011年11月 当社取締役技術本部長兼技術企画部長 2014年10月 当社取締役技術本部長 2020年 6 月 当社取締役製造本部長兼設備部長 2023年 6 月 当社取締役(現在) 2023年 7 月 TSN Wires Co., Ltd.取締役副社長(現在)	77,494株
5	た なか ふみ たけ 田 中 文 武 (1968年 8 月27日生)	1991年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社名古屋営業所長 2015年10月 当社普通線材製品販売部長 2020年 4 月 当社営業本部副本部長兼加工製品販売部長 2021年 6 月 当社取締役営業本部長兼加工製品販売部長 2024年 4 月 当社取締役営業本部長(現在)	28,467株
6	き ど くに ひろ 木 戸 邦 博 (1969年 7 月19日生)	1994年 4 月 当社入社 2011年 1 月 当社本社第二工場長 2014年10月 当社生産技術部長 2017年 6 月 当社生産技術部長兼海外事業本部部長 2020年 4 月 当社技術本部副本部長兼生産技術部長 兼海外事業本部部長 2021年 9 月 当社技術本部副本部長兼生産技術部長 2023年 6 月 当社取締役技術本部長兼生産技術部長 2023年 7 月 当社取締役技術本部長(現在)	23,754株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
7	あり もと のり よ し 有 元 教 世 史 (1964年 8 月16日生)	1987年 4 月 日鐵商事(株)(現日鉄物産(株))入社 2006年 4 月 同社建材薄板部長 2010年 1 月 同社薄板部長 2012年 4 月 同社鋼材営業第二部長 2013年10月 日鉄住金物産(株)(現日鉄物産(株))建材営業部長 2017年 4 月 同社執行役員 2020年 4 月 日鉄物産(株)常務執行役員 2022年 2 月 同社退社 2022年 4 月 当社顧問 2024年 6 月 当社取締役新事業企画室長 システムに関する業務につき管理本部長 を補佐 生産業務に関する業務につき製造本部長 を補佐(現在)	3,822株
8	【新 任】 やま うち こう じ 山 内 幸 治 (1966年 5 月 8 日生)	1990年 4 月 住友金属工業(株)(現日本製鉄(株))入社 2009年 4 月 同社鹿島製鉄所総務部勤務室長 2011年 7 月 同社人事労政部人事・労働企画室長 2012年10月 新日鐵住金(株)(現日本製鉄(株))人事労政部 海外人事室長 2016年 4 月 同社八幡製鉄所労働・購買部長 2018年 4 月 同社人事労政部部长兼健康推進室長 2022年 6 月 日鉄鋼管(株)執行役員総務人事部長(出向) 2025年 4 月 当社顧問(出向)(現在)	一株
9	【社外役員】 【独立役員】 いし はら み ほ 石 原 美 保 (1969年 2 月17日生)	1996年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入社 2002年 1 月 公認会計士登録 2006年 1 月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 退社 2006年 2 月 (株)プロティビティ・ジャパン(現プロティビ ティ合同会社)入社 2009年 3 月 同社退社 2009年 4 月 E Y アドバイザリー(株)(現 E Y ストラテジ ー・アンド・コンサルティング(株))入社 2010年 4 月 同社退社 2010年 5 月 石原公認会計士事務所(現石原公認会計士・ 税理士事務所)代表(現在) 2010年 5 月 ひびき監査法人入社 2010年12月 税理士登録 2014年 7 月 ひびき監査法人社員 2019年 6 月 (株)淀川製鋼所社外監査役 2019年 7 月 ひびき監査法人代表社員 2022年 6 月 当社社外取締役(現在) 2023年 5 月 (株)瑞光社社外取締役監査等委員(現在) 2023年 6 月 ひびき監査法人退社 2023年 7 月 海南監査法人入社(現在) 2024年 6 月 (株)淀川製鋼所社外取締役(現在)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
10	【新 任】 【社外役員】 【独立役員】 こ じ ま れ い こ 古 島 礼 子 (1978年 3 月 8 日生)	2002年10月 弁護士登録 弁護士法人 淀屋橋・山上合同法律事務所 入所(現在)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 石原美保氏及び古島礼子氏は、社外取締役候補者であり、古島礼子氏は新任であります。
3. 石原美保氏は、公認会計士並びに税理士としての豊富な経験に加え、内部統制及びリスクマネジメント等に関するコンサルティング業務に従事された経験を有しております。同氏が当社取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能や取締役の業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレートガバナンスをさらに強化していただけるものと判断し、今般社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 古島礼子氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と高度な専門知識を有しております。同氏が当社取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能や取締役の業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレートガバナンスをさらに強化していただけるものと判断し、今般社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、石原美保氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 古島礼子氏が取締役選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の損害を補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、当社は任期途中に当該保険契約を同じ内容で更新する予定であります。
8. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、石原美保氏を独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、古島礼子氏を独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 大西信彦氏は、本総会終結の時をもって辞任し、また、監査役 園田裕人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 桂真理子氏は監査役 大西信彦氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	【新 任】 【社外役員】 【独立役員】 かつら まり こ 桂 真 理 子 (1977年2月20日生)	1999年10月 有限責任監査法人トーマツ入社 2003年4月 公認会計士登録 2011年9月 有限責任監査法人トーマツ退社 2011年10月 桂公認会計士事務所所長(現在) 2022年4月 (株)プロディライト常勤監査役 2023年11月 (株)プロディライト社外監査役 2024年4月 KMTパートナーズ(株)代表取締役(現在) 2024年11月 (株)プロディライト社外取締役 監査等委員(現在)	一株
2	【新 任】 【社外役員】 みつ いき そう いち ろう 満 生 総 一 郎 (1970年11月14日生)	1995年4月 新日本製鐵(株)(現日本製鉄(株))入社 2012年4月 同社棒線事業部室蘭製鐵所総務部 総務グループリーダー 2012年10月 新日鐵住金(株)(現日本製鉄(株))棒線事業部 室蘭製鐵所総務部総務室長 2014年4月 同社棒線事業部棒線企画室長 2019年4月 日本製鉄(株)棒線事業部棒線営業部 特殊線材室長 2020年4月 同社棒線事業部棒線営業部線材室長 2022年4月 同社棒線事業部棒線営業部部長 2023年4月 同社棒線事業部棒線営業部長(現在)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 桂真理子氏、満生総一郎氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 桂真理子氏は、公認会計士としての豊富な経験を有しており、財務及び会計の専門的見地から決算のあり方並びに財務報告に関する適正性等について助言をいただくうえで適任であると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 満生総一郎氏は、会社経営に関する高い見識を活かし、当社経営全般について助言をいただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 桂真理子氏、満生総一郎氏が監査役に選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の損害を補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、

各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、当社は任期途中に当該保険契約を同じ内容で更新する予定であります。

7. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、桂真理子氏を独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、期毎業績との連動性を高める観点等を踏まえ、2025年5月13日開催の取締役会において、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

本制度の廃止に伴い、本株主総会において、取締役及び監査役の選任議案並びに取締役報酬総額の改定議案が原案通り承認可決された場合に、重任となる取締役及び在任中の監査役、並びに退任する取締役及び監査役に対して、本株主総会終結の時までの在任期間を対象に、退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、本株主総会での承認を経た上で、各役員の退任時に支給することとしたいと存じます。その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金については、在任中の功労に報いるため、当社の所定の基準に従って算定し支給するものであることから、その内容は相当であると判断するものであります。

なお、当社は従来より役員退任時の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を引当金として計上しているため、本制度廃止及び打ち切り支給に伴う業績への影響はありません。

打ち切り支給の対象となる役員の略歴は、次の通りであります。

氏 名	略 歴	
大西 利典	2020年6月	当社代表取締役副社長
	2021年4月	当社代表取締役社長(現任)
沖垣 佳宏	2014年6月	当社取締役
	2021年6月	当社常務取締役(退任予定)
後藤田 英昭	2020年6月	当社取締役
	2024年6月	当社常務取締役(現任)
寺川 斉貴	2008年6月	当社取締役(現任)
高間 敏夫	2009年6月	当社取締役(現任)
田中 文武	2021年6月	当社取締役(現任)
木戸 邦博	2023年6月	当社取締役(現任)
有元 教世史	2024年6月	当社取締役(現任)
中谷 吉朗	2020年6月	当社社外取締役就任(退任予定)

氏 名	略 歴
石原 美保	2022年6月 当社社外取締役就任(現任)
道盛 武彦	2021年6月 当社常勤監査役(現任)
大西 信彦	2017年6月 当社社外監査役(退任予定)
園田 裕人	2021年6月 当社社外監査役(退任予定)

第5号議案 取締役報酬総額の改定の件

当社の取締役報酬額は、1991年6月27日開催の第39回定時株主総会において、その報酬総額を月額1,500万円以内とする旨決議され、今日に至っています。

今般役員退職慰労金制度廃止に加え、業績向上のインセンティブに資する観点、さらには最近の経済情勢の変化等を総合的に勘案し、本株主総会での承認を経た上で、月額2,100万円以内（うち社外取締役分月額150万円以内）に改定することとしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給基準、現在の役員の員数及び今後の動向等を踏まえつつ取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

本株主総会での承認を前提に、本議案に係る取締役の員数は10名（うち社外取締役は2名）であります。なお、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2024年6月27日開催の第72回定時株主総会において選任された補欠監査役 北畠昭二氏の選任の効力が失効しますので、改めて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

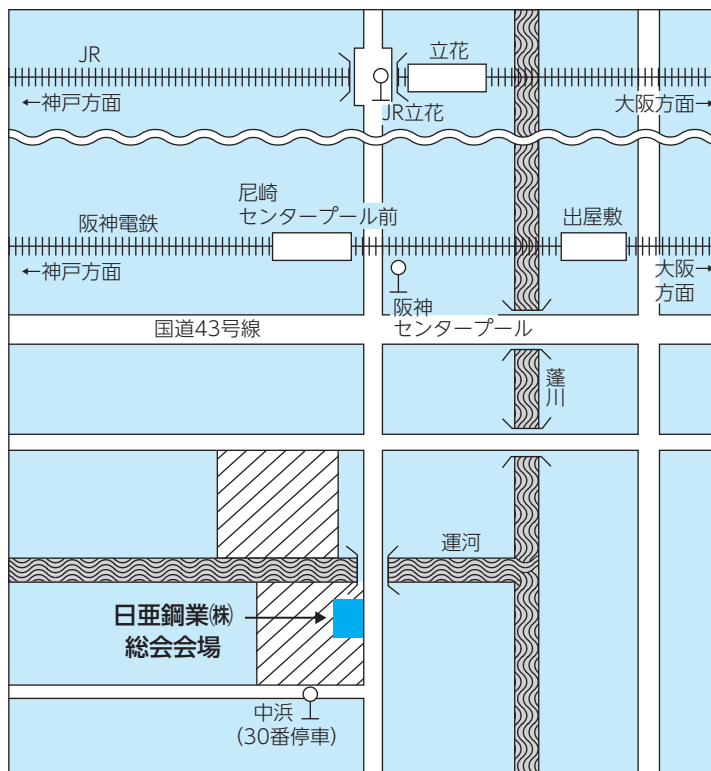
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
【社外役員】 おり た み つ お 織 田 三 津 雄 (1982年1月14日生)	2007年12月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 2011年10月 公認会計士登録 2013年9月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)退社 2014年1月 税理士登録 2016年1月 織田税理士事務所代表(現在) 2021年7月 当社顧問税理士(現在)	一株

- (注) 1. 織田三津雄氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 織田三津雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、織田三津雄氏が代表を務める織田税理士事務所との間で、顧問税理士契約を締結しておりますが、当事業年度におけるその取引高は連結販売費及び一般管理費の0.02%程度であり、株主と利益相反を生じるおそれのない範囲の額であります。社外監査役としての独立性やガバナンス体制に何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。
4. 織田三津雄氏は、公認会計士及び税理士として、企業の会計や税務に関する高度な専門的知識を有しております。同氏が監査役に就任された場合、そうした豊富な知見を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 織田三津雄氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の損害を補填することとしております。織田三津雄氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、また、当社は任期途中に当該保険契約を同じ内容で更新する予定であります。

以 上

会場ご案内図



※阪神電鉄尼崎センタープール前駅下車

- 阪神センタープールバス停より阪神バス30番
(中浜方面行き) 中浜バス停下車すぐ

- 徒歩約15分

※ＪＲ立花駅下車（陸橋へ出て南行き方面）

- ＪＲ立花バス停より阪神バス30番
(中浜方面行き) 中浜バス停下車すぐ